

工事完了時には報告が必要です

認定を受けた建築物の工事が完了したとき

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書面により報告が必要です。

1. 計画に従って建築工事が行われたことを**建築士が確認**した場合 **工事完了報告書（第九号様式）**及び当該建築物の工事監理報告書の写し
2. 前号に掲げる場合以外の場合 **工事完了報告書（第十号様式）**及び当該建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの

こんなときは手続きが必要です

認定を受けた建築を取りやめようとするとき

低炭素建築物新築等計画の認定を受けた後、建築工事を取りやめるときは、建築取りやめ届（**第八号様式**）（正・副あわせて2部）、および**認定通知書**を提出してください。

認定を受けた計画を変更しようとするとき

認定を受けた後、認定を受けた計画を変更するときは、新たに変更認定申請をする必要があります。（法第55条第1項）

なお、軽微な変更扱いになる場合もありますので、ご不明の場合は下記問合せ先にお尋ねください。

軽微な変更をしようとするとき

次に掲げる軽微な変更該当するときは、**新築等状況報告書（第七号様式）**（正・副あわせて2部）に必要な事項を記入して、提出してください。（区規則第10条）

1. 低炭素建築物の品質または性能を向上させる変更等、当初認定された添付図書に変更が生じる場合は、当初認定された添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。
2. 認定建築主を変更する場合は、所有者を判別するため、登記事項証明書や売買契約書の写し等の書類を添付してください。
3. 分筆等により地番を変更する場合は、変更前後の公図を添付してください。

軽微な変更（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条）

新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期の変更で6ヶ月以内のもの
変更後の低炭素建築物新築等計画が、認定の基準に明らかに適合するもの

（お問合せ先）

江戸川区都市開発部

建築指導課設備係

TEL 03(5662)0749